

第3部 日本の労働委員会制度の概要

I

労働委員会の役割

1 労働委員会の概要

日本では、憲法により、労働者には団結権、団体交渉権及び団体行動権が認められており、これらの権利を擁護するとともに労使関係の公正な調整を図るために労働組合法及び労働関係調整法が制定されている。これらの法律に基づき、労働組合と使用者との間の集団的労使紛争を簡易迅速にかつ適切に解決を図るため、労働委員会が設けられている。我が国には一般の労働者を対象とするものとして、

- ① 中央労働委員会（国の機関。東京に1カ所）
- ② 都道府県労働委員会（都道府県の機関。合計47カ所）

の2種類が置かれている。なお、都道府県労働委員会は当該都道府県における事件について処理を行い、中央労働委員会は全国的事件又は重要事件の処理及び都道府県労働委員会の行った行政処分の再審査を行う機関である。いずれも事件の処理に当たっては厚生労働大臣や都道府県知事の指揮命令を受けない独立行政機関である。

各労働委員会は使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益委員の三者同数により構成される。中央労働委員会委員については内閣総理大臣が、都道府県労働委員会の委員については都道府県知事が任命することになっている。

なお、船員法の適用を受ける船員については、その労働環境の特殊性等から、国土交通省の機関である船員労働委員会において事件処理を行う。



中央労働委員会総会の様子